

第8章 その他の活動状況等

第1 一般からの情報の受け付け

1 情報の受付体制

一般から監視委員会に寄せられる電話、来訪又は文書による情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の端緒としての有用性が見込まれるため、監視委員会では、情報受付体制等の整備を図り、発足以来、積極的にこれらの情報を受け付けている。

2 情報の受付状況等

監視委員会が、本公表の対象期間において投資者等から受け付けた情報は337件であり、内訳は電話175件、文書122件及び来訪40件となっている。

情報の内容は、証券会社との取引上のトラブルに関するものや相場操縦の疑いがあるというような個別銘柄に関するもののほか、監視委員会や行政全般に対する意見など多岐にわたるが、大別すると、以下のとおりである。

個別銘柄に関する情報	128件
証券会社の営業姿勢等に関する情報	132件
監視委員会や行政に対する意見・問い合わせ等	77件

受け付けた情報は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の各部門の業務において活用しており、証券会社に対する検査における指摘事項の端緒となったものや、個別銘柄の取引審査における有効な情報なども寄せられている。

なお、寄せられた情報のうち、証券会社と投資者との間のトラブル等に関するもので具体的な解決等を求めているものについては、

日本証券業協会において苦情処理体制が敷かれていることから、適宜、同協会の証券苦情相談室を紹介するなどの対応を行っている。

第 2 海外の証券規制当局との連携

証券取引の国際化の進展に伴い、国境を越えた証券取引が増大しており、国境を越えたレベルで、各国市場の公正を害する行為も発生している。このため、国内市場の公正性確保の上でも、法務執行分野における国際的な協力及び連携強化が益々重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、監視委員会は、本公表の対象期間においても、以下のようにさまざまな機会を捉えて各国証券規制当局との間で法務執行に関する意見交換等を積極的に行ってきたり、今後とも国際間の相互協力促進に向けた活動を重視していく予定である。

1 証券監督者国際機構（IOSCO）

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力をめざして活動している国際的フォーラムであり、世界74か国・州・地域から121機関（平成7年7月現在）が加盟している。

監視委員会は、我が国において証券取引の公正を確保する観点から法務執行を担当する組織として、平成5年10月、同機構に加盟し、昨年10月に東京で開催された同機構の第19回年次総会では、大蔵省証券局とともに総会を主催した。総会では、現在の世界の証券市場が直面する諸問題等幅広い事項についての討論等が行われたが、監視委員会は、期間中に開催されたパネルディスカッション等において我が国の監視体制の現状につき説明するとともに、主要国代表者

との間で活発な意見交換を行った。

また、監視委員会は、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し実務的な解決を提案することを目的として同機構に設置されている専門委員会の部会のメンバーとなっており、法務執行及び情報交換に関する討議に参加している。

2 アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合

証券規制当局間の連携強化の必要性は、東京、シンガポール、香港等の市場を擁するアジア・太平洋地域諸国間においても高まってきており、同地域における法務執行上の共通関心事項について相互理解を深めていくことが重要な課題となってきた。

このような状況に対処するため、相互協力を進めていく上での第一段階として、昨年8月には、アジア・太平洋地域の12か国・地域が参加して、アジア・太平洋諸国法務執行担当者会合がマレーシアにおいて開催された。同会合には監視委員会も参加し、我が国における証券取引監視体制の整備の状況等について説明を行うなど、相互理解の促進に努めている。

第3 監視体制の充実

監視委員会は、平成4年7月に設置された新しい組織であり、これまで研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて職員の資質の向上に努めるとともに、ノウハウの蓄積等を図ってきた。研修については、人事異動直後に集中研修を行うほか、証券会社等の検査を行う検査官のうち主任クラスを対象とした研修も実施している。さらに、海外の市場監視のノウハウや手法を研究するため、米国SECや米国商品先物取引委員会（CFTC：Commodity Futures Trading Commission）の研修

にも職員を派遣している。

また、組織面については、深度ある検査・調査等を実施するため、その充実・強化に努めてきており、平成7年度においては、証券取引検査官1人及び証券取引特別調査官1人の増員が認められたほか、犯則事件調査体制の充実のための機構として特別調査管理官1人及び特別調査調整官1人の新設が認められた。